北海道公債費負担適正化計画(当面(H26~H27)の取組み)

1 計画期間

平成26年3月に策定した「当面(H26~H27)の行財政改革の取組み」の推進期間に合わせて、計画期間を平成27年度まで1年延長します。

2 期間延長の考え方

(現状)

○ 道では、平成18年2月に策定した「新たな行財政改革の取組み」(平成20年2月改訂、平成24年3月「後半期の取組み」策定)に沿って中長期的な公債費負担の適正化に取り組んでいることから、「新たな行財政改革の取組み」の取組期間(平成18年度~26年度)に合わせて、公債費負担適正化計画についても平成18年度から平成26年度を計画期間としてきました。

(延長の理由)

- 「新たな行財政改革の取組み」に基づく行財政改革の推進により、収支不足額が徐々に減少するなど、財政構造は着実に改善しつつありますが、今後も収支不足の発生が避けられない見通しにあり、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。
- 一方で、国においては、平成28年度以降、道財政に大きな影響を及ぼす地方税制や社会保障制度等の見直しが予定されており、行財政改革の取組みに当たっては、こうした国の動向を踏まえて対応していかなければなりません。
- このため、今後とも切れ目のない行財政改革に取り組んでいくことができるよう、「後半期の取組み」の取組期間を平成27年度まで1年延長し、当面2か年間の収支対策などを取りまとめた「当面(H26~27)の行財政改革の取組み」を平成26年3月に策定したところです。
- こうしたことを踏まえ、公債費負担適正化計画においても、「当面(H26~27)の行財政改革の取組み」の推進期間に合わせて、計画期間を平成27年度まで1年延長することとしたものです。

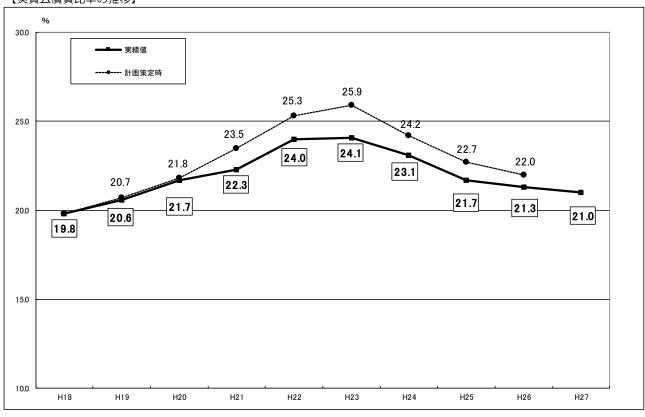
3 当面の対応

道においては、平成18年度に策定した公債費負担適正化計画に基づき、新たな道債発行を抑制し、将来の道債償還費の圧縮に努めるとともに、実質公債費比率が極力25%をこえることがないよう、次の考え方に基づいて中長期的な公債費負担の適正化に取り組んできました。今後も、実質公債費比率の早期の改善を目標に、引き続き公債費負担の適正化に努めていきます。

① 「新たな行財政改革の取組み」に基づく新たな道債発行の抑制や公営企業の見直しによる一般会計繰出金の縮減

- ② 財政融資資金等の高金利な公的資金の繰上償還による利息負担の軽減
- ③ 低利資金の活用や調達年限の多様化など、公債費負担の適正化に向けた方策の検討
- ④ 減債基金の残高不足額の解消に向け、毎年度の財政運営で財源余剰が生じた場合の減債基金への積立

【実質公債費比率の推移】



- ※ 「計画策定時」は公債費負担適正化計画(平成18年度策定時)における推計値
- ※ 「実績値」は平成26年度までは決算に基づく確定値、平成27年度は推計値

4 今後の対応

平成28年度以降については、国の制度改正に伴う道財政への影響を把握しながら、次期行財政計画において対策を検討することとしており、公債費負担適正化計画についても、次期行財政計画の検討に合わせて、次期計画を検討することとします。